

事務連絡  
令和8年2月5日

各都道府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人全国建設業協会  
事業部

建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準の一部改正について

平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

標記につきましては、令和7年12月17日付全建事発第099号にてお知らせし、同日に国土交通省からの修正連絡を受け、再度、通知したところですが、今般、国土交通省より、文書番号が取り直された旨の連絡がありました。

本基準の改正に係る内容は、今回お送りする文書が正式なものとなりますので、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、貴会会員企業の皆様へご周知賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

以上

【添付資料】

別添 【通知・国不建第 173 号】（建設業者団体宛）建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準の一部改正について

(担当) 事業部 三浦

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp